主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人上村進の上告趣意第三点及び第四点について。

公職選挙法一四二条が憲法二一条に違反するものでないことは、当裁判所昭和二八年(あ)第三一四七号昭和三〇年四月六日言渡大法廷判決により明である。されば被告人両名に対し公職選挙法一四二条二四三条三号を適用して処断した第一審判決を維持した原判決は何等憲法に違反するところはない。上告趣意第一点及び第二点は事実誤認又は法令違背の主張であつて刑訴四〇五条の上告適法の理由にならない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年七月一五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克